

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百十八号）	．．．．．	1
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第二項関係）	．．．．．	2
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第三項関係）	．．．．．	4

改正案	現行
<p>附則 （この法律の失効）</p> <p>第三条 この法律は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち令和十三年度以降に繰り越されるものについては、第七条及び第十三条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p>	<p>附則 （この法律の失効）</p> <p>第三条 この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成三十三年度以降に繰り越されるものについては、第七条及び第十三条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p>

改正案

現行

<p>改正案</p>	<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条（略） 2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>現行</p>	<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条（略） 2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>						
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="853 248 901 427">期限</th> <th data-bbox="853 427 901 1070">事務</th> </tr> <tr> <td data-bbox="767 248 853 427">令和三年三月三十一日</td> <td data-bbox="676 427 853 1070">社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ホ(1)の相談に関すること。</td> </tr> </table>	期限	事務	令和三年三月三十一日	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ホ(1)の相談に関すること。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="853 1160 901 1339">期限</th> <th data-bbox="853 1339 901 1982">事務</th> </tr> <tr> <td data-bbox="767 1160 853 1339">令和三年三月三十一日</td> <td data-bbox="215 1339 853 1982"> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。</li> <li>二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関すること。</li> <li>三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</li> <li>四 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一</li> </ul> </td> </tr> </table>	期限	事務	令和三年三月三十一日	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。</li> <li>二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関すること。</li> <li>三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</li> <li>四 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一</li> </ul>
期限	事務								
令和三年三月三十一日	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ホ(1)の相談に関すること。								
期限	事務								
令和三年三月三十一日	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。</li> <li>二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関すること。</li> <li>三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</li> <li>四 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一</li> </ul>								

<p>3・4 (略)</p> <p>(特別の機関の設置の特例)</p> <p>第四条の二 令和十三年三月三十一日までの間、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる原子力立地会議は、本府に置く。</p>	<p>(略)</p> <p>令和十三年三月三十一日</p> <p>(略)</p> <p>一 原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。</p> <p>二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関すること。</p> <p>三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p>	
<p>3・4 (略)</p> <p>(特別の機関の設置の特例)</p> <p>第四条の二 令和三年三月三十一日までの間、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる原子力立地会議は、本府に置く。</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ホ(1)の相談に関すること。</p>

改正案

附則第二項による改正後

<p>改正案</p>	<p>附則第二項による改正後</p>												
<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条（略） 2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条（略） 2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>												
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="853 248 901 427">期限</th> <th data-bbox="853 427 901 1070">事務</th> </tr> <tr> <td data-bbox="671 248 853 427">(削る)</td> <td data-bbox="671 427 853 1070">(削る)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 248 671 427">3・4 (略)</td> <td data-bbox="624 427 671 1070">(略)</td> </tr> </table>	期限	事務	(削る)	(削る)	3・4 (略)	(略)	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="853 1160 901 1339">期限</th> <th data-bbox="853 1339 901 1982">事務</th> </tr> <tr> <td data-bbox="671 1160 853 1339">令和三年三月三十一日</td> <td data-bbox="671 1339 853 1982">社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ホ(1)の相談に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1160 671 1339">3・4 (略)</td> <td data-bbox="624 1339 671 1982">(略)</td> </tr> </table>	期限	事務	令和三年三月三十一日	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ホ(1)の相談に関すること。	3・4 (略)	(略)
期限	事務												
(削る)	(削る)												
3・4 (略)	(略)												
期限	事務												
令和三年三月三十一日	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ホ(1)の相談に関すること。												
3・4 (略)	(略)												
<p>（科学技術・イノベーション推進事務局の所掌事務の特例） 第四条の二の三 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四十条の四第一項に規定する事務のほか、令和十三年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表令和十三年三月三十一日の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（新設）</p>												